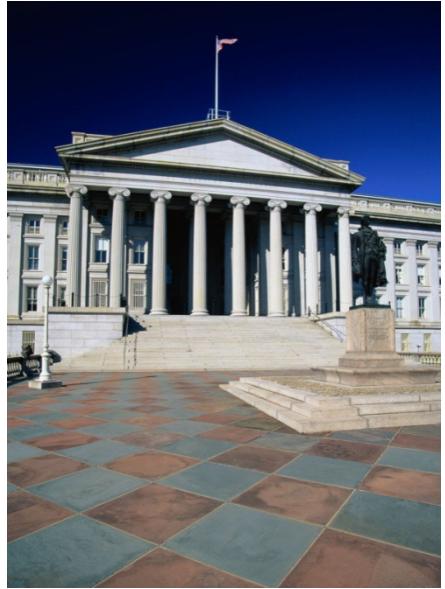


2014年7月22日

# Revenue Procedure 2014-39の公表

## FATCA制度を反映する適格仲介人源泉徴収契約書(QI契約)の改訂

2014年6月27日、米国内国歳入庁(IRS)は適格仲介人源泉徴収契約書(以下「QI契約」)を締結するためのガイダンスとして、Revenue Procedure 2014-39を公表しました。今回のQI契約の改訂は、FATCA(内国歳入法第4章 § 1471~1474)の施行を反映したほか、同法第3章、第4章、第61章、第3406条の源泉徴収および報告要件の規則公表を受けたものです。



### 概要

Revenue Procedure 2014-39の内容は以下の通りです。

- 第3章、第4章(FATCA)、第61章、そして第3406条の源泉徴収および報告要件の背景、および既存のQI契約からの変更
- QI申請およびQI契約更新手続
- 改訂されたQI契約において、付加条項による修正は想定していない

QI契約は、外国仲介人が、1つ以上の外国仲介人またはフロースルー事業体を通じて、外国仲介人の口座保有者や受取人に支払われる所得(利子、配当金、ロイヤリティー、および総受取額を含む)に対して、源泉徴収および報告義務を引受けすることを目的としています。

Revenue Procedure 2014-39は、2014年6月30日以降に適用されるQI契約に関して、これまでのQI契約を規定していたRevenue Procedure 2000-12に取って代わることになります。

### 変更点

Revenue Procedure 2014-39における改訂されたQI契約における主な変更点は、以下の通りです。

- QIがFFIである場合、QIとしてのステータスを一定のFFIカテゴリーに限定する。QI契約を締結したFFIが維持する全口座は、FATCA要件の対象となるため、QIはFATCA要件を遵守する必要がある。
- 適格セキュリティーレンダー(QSL)として行動するQIは、仲介人やディーラーとして受領する全ての米国源泉みなし配当金に対して、QSLとして行動しなくてはならない。
- QIは、当該QIに口座がある外国の仲介人の口座やフロースルー事業体の持分を保有する間接的口座保有者、または実質的米国保有者を有する受動的NFFEに対しても、第一義的報告義務を引受けなければならない。

- 既存のQI契約の確認書類の要件や一定のFFIカテゴリーに該当するQIに対するデューデリジェンス要件を改訂する。また、第3章の目的でQIに適用される確認書類の要件変更も組み入れる。
- 第4章の推定ルールとの整合性を保つためにQI契約の推定ルールを修正し、またQIが確認書類と支払を確実に関連付けられる場合のルールも修正する。
- 様式1042-Sの報告要件に、当該QIに対してFATCA源泉徴収に関する源泉徴収税率区分を提供する仲介人などに関する報告義務を追加する。第4章の源泉徴収が適用される場合、QIにおける様式1042-Sの申告だけでなく、第4章の源泉徴収税率区分による様式1042-Sでの申告も認める。
- 現行の外部検証をFATCA同様の内部コンプライアンスプログラムに差し替える。内部コンプライアンスプログラムの一環として、QIはQI契約遵守を監督する責任あるオフィサーを任命し、IRSに対する定期認証(3暦年ごと)を行い、QIに関する一定の事実情報を提出することが義務付けられる。また、FATCA同様に定期的な内部レビューも義務付けられるが、レビュー自体は外部監査人に依頼することもできるとされている。
- QIが非適格仲介人として行動する場合であっても、当該QIの非適格仲介人としてのコンプライアンス状況がQI契約不履行の有無の判断基準とされる。
- 前もって終結された場合を除き、改訂されたQI契約は2016年12月31日に失効する。改訂されたQI契約の条件は、FFI契約の条件と一致する。

## 発効日

Revenue Procedure 2014-39において、QI契約ルールは2014年6月30日以降を発効日とすると規定しています。2014年6月30日前にQIステータスを申請し、かつ当該日付より前にGIINを付与された場合は、2014年6月30日が発効日となり、2014年6月30日以降にQIステータスを申請した場合は、GIINが付与された日付が発効日となります。

2014年6月30日前に有効であるQI契約(当該契約に対するあらゆる付加条項を含む)は、2014年6月30日に失効します。

Notice 2014-39の原文(英語)は下記をご参照ください。

[http://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-14-39%20\(1\).pdf](http://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-14-39%20(1).pdf)

本件および改訂版QI契約に基づくQIマニュアルに関するお問い合わせは、次ページの担当者までご連絡ください。

**KPMGジャパン QIチーム****KPMG税理士法人**

パートナー

ジェームス・ドッズ James Dodds

(03) 6229-8230

[james.dodds@jp.kpmg.com](mailto:james.dodds@jp.kpmg.com)**担当スタッフ**

橋本 瑞枝

(03) 6229-8179

[mizue.hashimoto@jp.kpmg.com](mailto:mizue.hashimoto@jp.kpmg.com)

渡邊 美穂子

(03) 6229-8379

[mihoko.watanabe@jp.kpmg.com](mailto:mihoko.watanabe@jp.kpmg.com)**KPMG LLP Chicago**

マネージャー

伊藤 淳

+1 (312) 665-1315

[jito@kpmg.com](mailto:jito@kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をのみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.